

令和5年度第2回川崎地域地域医療構想調整会議 資料4

保健医療計画と高齢者保健福祉計画等との整合性について (在宅と介護の按分)

概要

- 県では今年度中に「第8次保健医療計画」および「第9期高齢者保健福祉計画」を策定することとしている。また、市町村においても今年度中に「介護保険事業計画」の策定が予定されている。
- 各計画では、今後の在宅医療や介護保険施設等の整備目標等を掲げることとしているが、それぞれの計画で目標数の整合を図る必要がある。
- また、目標数の整理に当たっては、「神奈川県地域医療構想」（平成28年10月策定）における「在宅医療等の必要量」との整合も求められている。



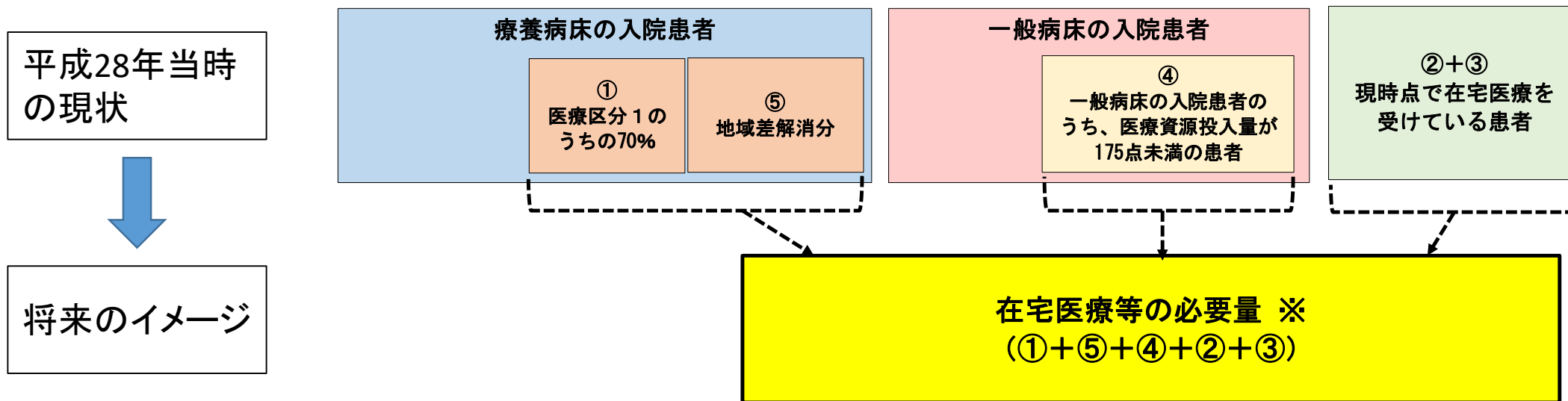
地域医療構想における追加的需要に係る目標数の整理に当たっては、国通知により「協議の場」で議論することが求められており、本県では「地域医療構想調整会議」の場を活用していることから、本日は、**計画に盛り込む「在宅医療・介護サービス」(B)及び「介護施設等」(C)の目標数（在宅と介護の按分）について、協議をお願いしたい。** なお、**今回の結果は基準病床数の算定には影響しない。**

1. 地域医療構想における「在宅医療等の必要量」について
2. 在宅医療等の新たなサービス必要量（追加的需要）について
3. 追加的需要に対応する在宅医療等の考え方について
4. 「在宅と介護の按分」についての協議
5. 今後のスケジュール

1. 地域医療構想における「在宅医療等の必要量」について

- 神奈川県地域医療構想を策定（平成28年）した際、構想区域ごとに令和7年（2025年）における「在宅医療等の必要量」を推計した。
- なお、推計に当たっては、国から下記のイメージが示されたことから、それに基づき整理を行った。

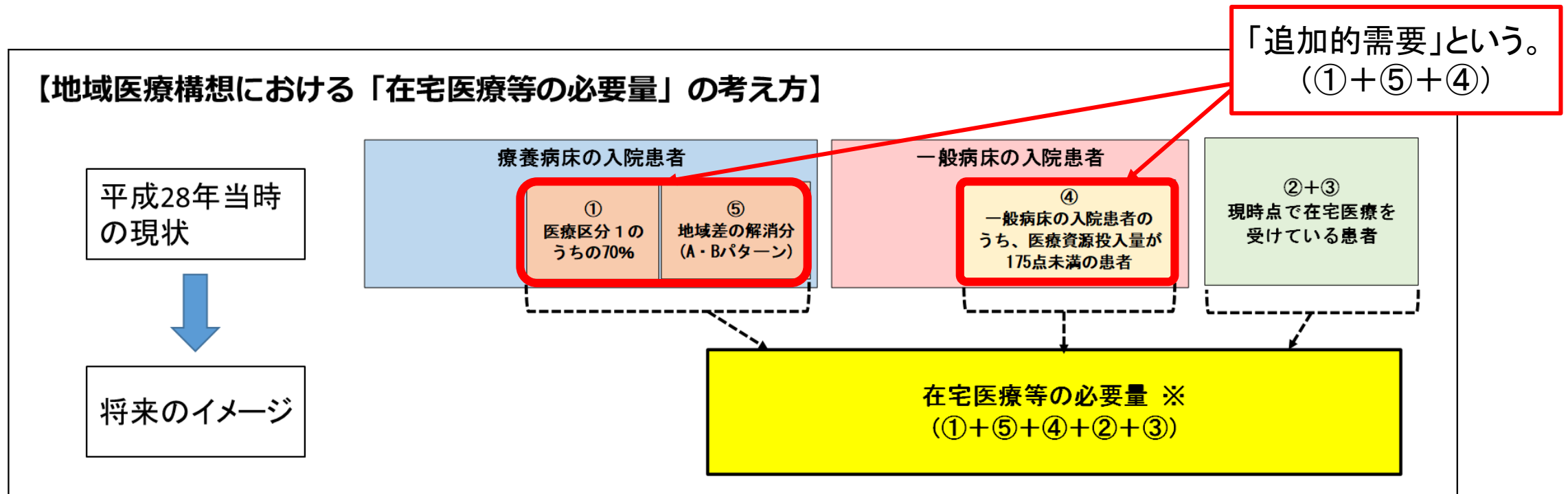
【地域医療構想における「在宅医療等の必要量」の考え方】



※「在宅医療等」とは、外来医療、在宅医療、介護保険施設、特定施設入居者生活介護、認知症共同生活介護及びその他介護サービスが含まれている。以下同じ。

2. 在宅医療等の新たなサービス必要量（追加的需要）について

- 下記のイメージ図のうち、「療養病床の入院患者」の一部（①+⑤）、また、「一般病床の入院患者」の一部(④)については、国の政策誘導（地域医療構想による病床の機能分化・連携）に伴い生じる「在宅医療等の新たなサービス必要量（以下、「追加的需要」という）」として、県と市町村等の協議の場を経て、在宅医療・介護サービスの整備目標に反映することとされた。

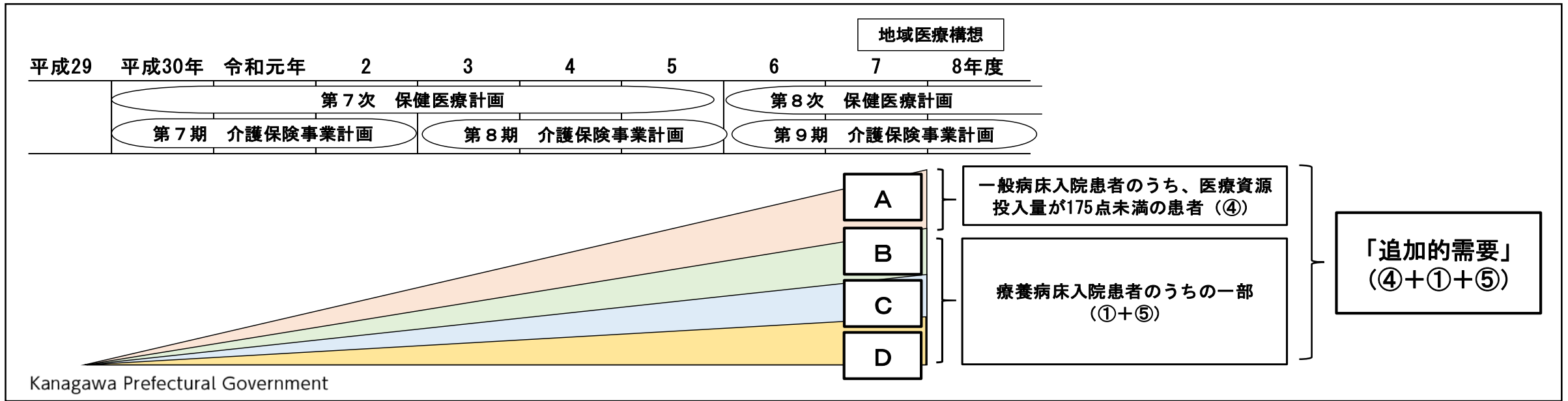


3. 追加的需要に対応する在宅医療等の考え方について

- 「追加的需要」については、地域医療構想の策定時に、令和7年(2025年)の推計を行っているが、その際、国から、「在宅医療」及び「介護」への振り分けにおける考え方が示された。

【追加的需要に対応する在宅医療等の国の考え方】

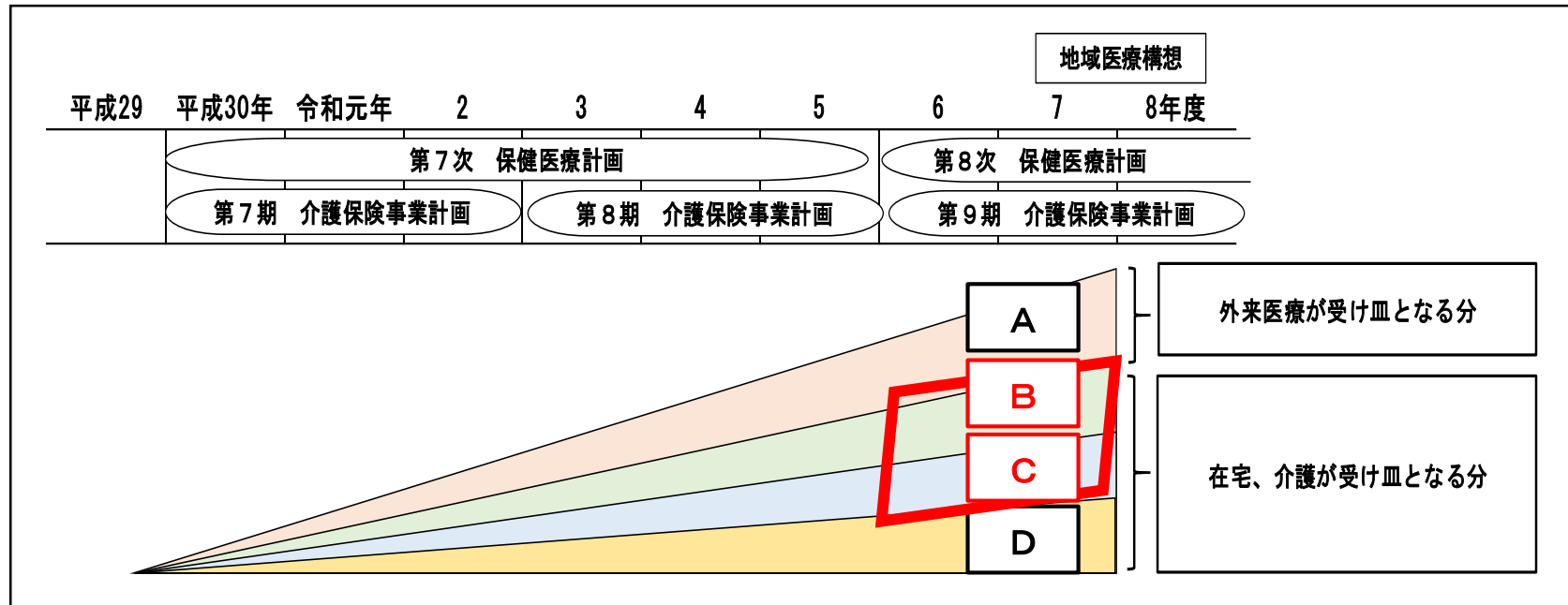
A	「外来医療」が受け皿となる分
B	「在宅医療、介護サービス(在宅サービス・居住系サービス)」が受け皿となる分
C	「介護医療院、老人保健施設、特別養護老人ホーム」が受け皿となる分
D	「介護医療院、老人保健施設、特別養護老人ホーム」が受け皿となる分(施設転換分)



3. 追加的需要に対応する在宅医療等の考え方について

【追加的需要に対応する在宅医療等の国の考え方】

A	「外来医療」が受け皿となる分	数値の把握が可能
B	「在宅医療、介護サービス(在宅サービス・居住系サービス)」が受け皿となる分	B+Cの合計数として把握が可能
C	「介護医療院、老人保健施設、特別養護老人ホーム」が受け皿となる分	
D	「介護医療院、老人保健施設、特別養護老人ホーム」が受け皿となる分(施設転換分)	数値の把握が可能



**B(在宅)とC(介護)の内訳について、地域医療構想調整会議で協議し、それぞれの計画に反映させる。
 (=在宅と介護の按分)**

4. 「在宅と介護の按分」についての協議①

【在宅と介護の按分における考え方：第7次保健医療計画（中間見直し時）】

- 在宅と介護の按分は、データに基づき検討する必要がある。
- 本県では、第7次保健医療計画の中間見直し時、K D B データを活用して協議を行った。

【第7次保健医療計画（中間見直し時）の整理】

「療養病棟（医療区分Ⅰ）から退院した患者」について、退院後の在宅医療利用者数と介護施設入居者数の比率を算出（3か月後、6か月後、12か月後の3パターンで算出し、どのパターンを用いて按分を行うか、地域医療構想調整会議で協議を行った。

- なお、第7次保健医療計画の中間見直し時は、ほぼすべての地域で「退院後6か月後」の按分結果を用いて按分することとした。

4. 「在宅と介護の按分」についての協議②

【参考】各地域での協議結果（第7次保健医療計画（中間見直し時））

二次保健医療圏	協議結果	二次保健医療圏	協議結果
横浜	退院後6か月の数値で按分	湘南東部	退院後6か月の数値で按分
川崎北部	退院後6か月の数値で按分	湘南西部	退院後6か月の数値で按分
川崎南部	退院後6か月の数値で按分	県央	退院後6か月の数値で按分
相模原	退院後12か月の数値で按分	県西	退院後6か月の数値で按分
横須賀・三浦	退院後6か月の数値で按分		



【第8次保健医療計画における本県の考え方（案）】

- KDBデータを活用して「療養病棟（医療区分Ⅰ）から退院した患者」について、退院後の在宅医療利用者数と介護施設入居者数の比率を算出。
- 協議にあたっては、退院後3か月、6か月、12か月の3パターンの算出結果をお示し、前回と同様に、「退院後6か月の数値で按分」することを基本として協議を行う。

4. 「在宅と介護の按分」についての協議③

<在宅医療・介護サービス対応部分の按分（案）>

- ・ 案の1：「退院後6か月」の数値を用いて按分した場合

(単位：人/日)		(単位：人)		(単位：人/日)	
市町村	追加的需要のうち、 B + Cの計	6か月後の数値		按分結果(案)	
		在宅	介護	うち在宅医療	うち介護施設等
川崎北部	260.16	49	33	155.46	104.70

(単位：人/日)		(単位：人)		(単位：人/日)	
市町村	追加的需要のうち、 B + Cの計	6か月後の数値		按分結果(案)	
		在宅	介護	うち在宅医療	うち介護施設等
川崎南部	118.31	36	6	101.41	16.90

※端数処理により合計が合わないことがある

4. 「在宅と介護の按分」についての協議④

・案の2：「退院後3か月」の数値を用いて按分した場合

(単位：人/日)		(単位：人)		(単位：人/日)	
市町村	追加的需要のうち、 B + Cの計	3か月後の数値		按分結果(案)	
		在宅	介護	うち在宅医療	うち介護施設等
川崎北部	260.16	54	31	165.28	94.88

(単位：人/日)		(単位：人)		(単位：人/日)	
市町村	追加的需要のうち、 B + Cの計	3か月後の数値		按分結果(案)	
		在宅	介護	うち在宅医療	うち介護施設等
川崎南部	118.31	32	7	97.08	21.24

※端数処理により合計が合わないことがある

4. 「在宅と介護の按分」についての協議⑤

・案の3：「退院後12か月」の数値を用いて按分した場合

(単位：人/日)		(単位：人)		(単位：人/日)	
市町村	追加的需要のうち、 B + Cの計	12か月後の数値		按分結果(案)	
		在宅	介護	うち在宅医療	うち介護施設等
川崎北部	260.16	17	18	126.36	133.79

(単位：人/日)		(単位：人)		(単位：人/日)	
市町村	追加的需要のうち、 B + Cの計	12か月後の数値		按分結果(案)	
		在宅	介護	うち在宅医療	うち介護施設等
川崎南部	118.31	7	3	82.82	35.49

※端数処理により合計が合わないことがある

5. 今後のスケジュール

- 本日の協議結果を踏まえ、今後、県計画や市町村計画における目標数の検討・整理を進める。

【スケジュール】

時期	項目
令和5年10月	第2回地域医療構想調整会議 (医療と介護の体制整備に係る協議の場)
令和5年12～令和6年1月	改定計画素案に対するパブリック・コメント
令和6年1～2月	第3回地域医療構想調整会議
令和6年2月	かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会
令和6年3月	神奈川県医療審議会、保健医療計画推進会議 神奈川県社会福祉審議会 (改定計画の決定)

ご意見をお伺いしたい事項

- 「追加的需要」を在宅と介護に振り分けるに当たり、K D Bデータを用いた按分結果を3パターン（退院後3か月、6か月、12か月の患者状況）でお示しました。
- どのパターンも直近の実態を表していることから、**事務局としては前回同様に退院後6か月の按分で整理することを基本に考えている**が、ご意見があればお伺いしたい。
- ※ なお、今回の結果は基準病床数の算定には影響しない。

説明は以上です。